

社会福祉法人 釧路創生会
さくらの里デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人釧路創生会が開設するさくらの里デイサービスセンター（以下「センター」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業者は（以下「生活相談員等」という。）、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを努める。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・支援事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 さくらの里デイサービスセンター
(特別養護老人ホームさくらの里内)
- (2) 所在地 釧路市桜ヶ岡4丁目14番10号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(指定通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業を兼務)

- (1) 管理者 1名
管理者は、センターの従業者の管理及び、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 7名以上
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。
- (4) 看護職員 2名以上
看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練職員は、要介護状態等の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。

- (6) 調理員

施設調理部職員が給食業務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(サービス提供時間 午前9時30分～午後4時35分まで)

(利用者の定員)

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は45名（介護予防・日常生活支援総合事業 事業所定員含む）とする。

(指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第7条 指定通所介護及び指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ その他必要な身体の介護

- (2) 入浴の介護

ア 入浴の形態

① 一般浴槽による入浴

② 特殊浴槽による入浴

- (3) 機能訓練

- (4) 送迎

- (5) 食事の介護

- (6) 相談・助言

(指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成等)

第8条 通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業計画を作成する。

2 通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

- 3 通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業計画を作成した際には、当該通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業介護計画を利用者に交付する。
- 4 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なケースの管理、評価を行う。

(利用料等)

第9条 本センターが提供する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を自己負担とする。ただし、保険料の滞納等により保険給付額が減額されている場合は減額後の額とする。

(1) 食事代

ア 食事1回分につき 505円

(2) オムツ代

ア 実費

(3) 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。(一枚につき 10円)

(4) 前各号の掲げるものの他、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

ア 実費

- 2 前項の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、併せて、その支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、釧路市で次に掲げる字名の地域とする。

地 域 名	字 名
釧 路 市	南大通・大町・入舟・港町・知人町・米町・弥生・浦見・宮本・富士見・柏木町・幣舞町・大川町・住吉・城山・材木町・千歳町・貝塚・弁天ヶ浜・千代ノ浦・鶴ヶ岱・緑ヶ岡・春採・興津・益浦・桜ヶ岡・武佐・桂恋・高山・紫雲台・白樺台・三津浦の全域

(緊急時における対応方法)

第11条 生活相談員等は、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を、行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るものとする。
- ② 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- ④ ③に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業者は生活相談員等の資質向上を図るため研修の機会を下記のとおり設

けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 居宅介護支援事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ、利用者及びその家族から同意を得るものとする。
- 5 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人釧路創生会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。
- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 01 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 02 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 03 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 03 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 06 年 4 月 1 日から施行する。